

特恵原産地証明書の取得手続き（詳細）

1. 輸出者の登録

特恵待遇による輸出を希望する企業は、税関の原産地規則事務所への登録が義務付けられている。登録申請は、税関局長宛てに次の書類を添付して提出する。

- 法人設立証明書（Certificate of incorporation）
- 税識別番号（PIN）証明書
- VAT 登録証明書

2. 東アフリカ共同体（EAC）

[東アフリカ共同体（EAC）](#) 原産地規則では、EAC 域内で生産され特恵関税措置を受けられる商品と、EAC 域外で生産され共通対外関税（CET）が課される商品とを区別している。

東アフリカ共同体（EAC）特恵関税制度を活用して輸出を希望する企業は、ケニア歳入庁（KRA）に申請し、登録番号を受領する必要がある。登録申請書には次の項目を記載する。

- 会社の名称
- 会社の住所
- 連絡先（担当者、電話番号、E-mail など）
- 輸出製品のリスト
- 会社設立証明書
- 関連するライセンス／許可証

東アフリカ共同体（EAC）原産地証明書を取得するための登録項目

項目	記載内容
輸出業者	輸出者の詳細（自然人か企業であるかは問わない）

荷受人	輸入国の荷受人の詳細
輸送手段	輸出国から輸入国へ商品を運ぶために使用された輸送手段の詳細。
識別印と番号	商品パッケージに番号が付されていない場合は「No marks and numbers」と記入する。
パッケージの数と種類	箱、ドラム缶、袋などのパッケージの種類。バルク商品の場合には「In bulk」と記入する。
商品の説明	商品は商習慣に従い詳細を記載しなければならない。
関税	関税率表に基づく関税コード
原産基準	<p>次の (a) と (b) のいずれかの条件に適合していれば、その製品は域内産品として認められる。</p> <p>(a) 製品が EAC 加盟国内で製造された完全国産品であること。</p> <p>(b) 次の 3 つの条件のいずれかを満たす製品であること。</p> <p>(i) EAC 加盟国内で製造された製品で、海外の原材料の CIF 価格が製造全体に使用される原材料の総費用の 60%を超えないこと。</p> <p>(ii) EAC 加盟国内で製造された製品で、工場出荷時に 35%以上の付加価値が加えられていること。</p> <p>(iii) EAC 加盟国内で製造された製品で、製品の関税分類が製造の際に用いられた非原産の原材料の関税分類と異なるもの。</p> <p>また、次の略語は当該製品が原産基準を満たした背景を表す。</p> <p>「P」：EAC 加盟国内で完全に生産された製品</p> <p>「M」：原材料の使用量基準が満たされている製品</p> <p>「C」：製造された製品の HS コード（4 桁または 6 桁）が、</p>

	輸入した材料の HS コードから変更されている製品 「S」：特定の加工や処理が施されている製品
総重量	メートル法で表示することが推奨される。
インボイス 番号	当該商品のインボイス番号と日付を記載する。
輸出者／生 産者による 宣言	宣言書に署名する前に、輸出者はフォームに入力したすべての 情報が正しいことを確認する必要がある。

原産地証明書は認証後、次のように返却される。

原本（1 枚目）：輸出者に返却され、商品の行き先である輸入国の輸入者に転
送され、輸入者が商品の輸入に必要な書類を準備できるようにする。

2 枚目コピー：ケニア歳入庁（KRA）が保管する。

3 枚目コピー：記録のため、輸出者に返却される。

3. 東南部アフリカ市場共同体（COMESA）

[東南部アフリカ市場共同体（COMESA）](#) を活用して輸出を希望する企業は、ケ
ニア歳入庁（KRA）に申請し、登録番号を受領する必要がある。登録申請書に
は次の項目を記載する。

- a. 会社の名称
- b. 会社の住所
- c. 連絡先（担当者、電話番号、E-mail など）
- d. 輸出製品のリスト
- e. 会社設立証明書
- f. 関連するライセンス／許可証

東南部アフリカ市場共同体（COMESA）原産地証明書を取得するための登録項目

項目	記載内容
輸出業者	輸出企業の詳細
荷受人	輸入国の荷受人の詳細
製品の原産国	製品が原産基準を満たしている国
輸送手段	輸出国から輸入国へ商品を運ぶために使用された輸送手段の詳細。
識別印と番号	商品パッケージに番号が付されていない場合は「No marks and numbers」と記入する。
パッケージの数と種類	箱、ドラム缶、袋などのパッケージの種類。バルク商品の場合は「In bulk」と記入する。
商品の説明	商品は商習慣に従い詳細を記載しなければならない。
関税	関税率表に基づく関税コード
原産基準	次の (a) ~ (e) の 5 つの基準のうち、いずれかを満たせば COMESA 証明書での輸出登録ができる。 (a) COMESA 加盟国内で製造された完全国産品であること。 (b) COMESA 加盟国内で製造された製品で、海外の原材料の CIF 価格が製造全体に使用される原材料の総費用の 60%を超えないこと。 (c) COMESA 加盟国内で製造された製品で、工場出荷時に 35%以上の付加価値が加えられていること。 (d) COMESA 加盟国内で製造された製品で、製品の関税分類が製造の際に用いられた非原産の原材料の関税分類と異なるもの。

	<p>(e) 閣僚会議で「COMESA 加盟国の経済発展に特別な重要性を持つ商品」として指定され、工場出荷時に 25%以上の付加価値が加えられているもの。</p> <p>また、次の略語は当該製品が原産基準を満たした背景を表す。</p> <p>「P」：COMESA 加盟国内で完全に生産された製品</p> <p>「M」：原材料の使用量基準が満たされている製品</p> <p>「V」：付加価値基準が満たされている製品</p> <p>「X」：製造された製品の HS コードが、輸入した材料の HS コードから変更されている製品</p> <p>「Y」：COMESA 加盟国にとって特に経済的に重要な製品</p>
総重量	メートル法で表示することが推奨される。
インボイス番号	当該商品のインボイス番号と日付を記載する。
輸出者／生産者による宣言	誰が申告書に署名するかは輸出者が決めることができるが、船会社や通関業者が署名した申告書は認められない。

原産地証明書は認証後、次のように返却される。

原本（1 枚目）：輸出者に返却され、商品の行き先である輸入国の輸入者に転送され、輸入者が商品の輸入に必要な書類を準備できるようにする。

2 枚目コピー：ケニア歳入庁（KRA）が保管する。

3 枚目コピー：記録のため、輸出者に返却される。

4.EU・ケニア経済連携協定（EU 諸国向け輸出）

2023 年 12 月に EU・ケニア経済連携協定が発効したが、基本的に[コトヌ協定（EU のアフリカ・カリブ・太平洋地域諸国との経済連携協定）](#)を踏襲している。

EU・ケニア経済連携協定を活用して EU 諸国へ輸出を希望する企業は、ケニア歳入庁（KRA）に申請し、登録する必要がある。EU に輸出される商品には、原産地証明書「EUR1」がケニア歳入庁から発給される。

原産地証明書を取得するための登録項目

項目	記載内容
輸出業者	輸出企業の詳細。
PIN 番号	ケニア歳入庁（KRA）が発行した輸出者の税識別（PIN）番号。
輸出者の連絡先	輸出者の郵便番号、住所、電話番号、E-mail など。
事業種類	製造者、サプライヤー、販売者。
事業内容	ビジネス内容を詳述する必要がある。
サプライヤーの詳細	申請者が製造者でない場合に本欄が適用される。申請者は輸出用商品を供給するサプライヤーの申告書を添付する必要がある。
輸出予定数量と金額（推定値）	申請者は毎年、輸出される製品の数量と金額を設定する必要がある。
メーカーの詳細	申請者が製造者である場合に本欄が適用される。申請者は商品が協定に基づいて適用される原産基準を満たしていることを示す必要がある。
原産基準	次の（a）と（b）のいずれかの条件に適合していれば、その製品は特恵受益国の原産品として認められる。 （a）完全に国内製造された製品。 （b）国内で「十分に加工された」製品。 次の3つのいずれかを満たす製品は「十分に加工された」とみなされる。

	<p>(i) 関税分類基準の変更：完成品が HS コードの 4 桁に分類されていて、製造過程で使用された非原産の原材料と異なる分類に属する場合、その製品は十分に加工されたとみなされる。</p> <p>(ii) 付加価値基準：非原産の原材料の価格が製品の工場出荷額の一定の割合を超えないものに適用される。製品によって、その割合（付加価値）は異なる。</p> <p>(iii) 特定加工基準：製造工程のある作業を非原産の原材料を使って行わなければならない場合に適用される。例えば、HS コード第 62 類の繊維衣類の原産地要件は「糸から製造されること」である。</p>
<p>優遇関税で輸出される商品の詳細</p>	<p>輸出される商品の説明と HS コード（8 桁）</p>
<p>追加要件</p>	<p>法人設立証明書、ライセンス</p>

5. 一般特惠関税制度（GSP）

[一般特惠関税制度（GSP）](#) は UNCTAD の下で制定されたもので、ケニアを含む途上国からの輸入に対して、先進国などの GSP 供与国が関税率を引き下げる制度。GSP 供与国は次の通り。

- a. 欧州連合（EU）
- b. 英国
- c. 米国
- d. 日本
- e. カナダ
- f. ロシア

- g. スイス
- h. ノルウェー
- i. アイスランド（＊）
- j. アルメニア
- k. ベラルーシ
- l. カザフスタン
- m. トルコ
- n. オーストラリア
- o. ニュージーランド

ケニアは、前述の GSP 供与国のうち、アイスランドを除くすべての国から受益国として規定されている。

一般特惠関税制度（GSP）を活用して GSP 供与国へ輸出を希望する企業は、ケニア歳入庁（KRA）に申請し、登録する必要がある。

一般特惠関税制度（GSP）に基づく原産地証明書を取得するための登録項目

項目	記載内容
輸出業者	輸出企業の詳細。
PIN 番号	ケニア歳入庁（KRA）が発行した輸出者の税識別（PIN）番号。
輸出者の連絡先	輸出者の郵便番号、住所、電話番号、E-mail など。
事業種類	製造者、サプライヤー、販売者。
事業内容	ビジネス内容を詳述する必要がある。
サプライヤーの詳細	申請者が製造者でない場合に本欄が適用される。申請者は輸出用商品を供給するサプライヤーの申告書を添付する必要がある。

輸出予定数量と金額 (推定値)	申請者は毎年、輸出される製品の数量と金額を設定する必要がある。
メーカーの詳細	申請者が製造者である場合に本欄が適用される。申請者は商品が一般特惠関税制度（GSP）に基づいて適用される原産基準を満たしていることを示す必要がある。
原産基準	次の（a）と（b）のいずれかの条件に適合していれば、その製品は原産品として認められる。 （a）完全に国内製造された製品。 （b）国内で「十分に」加工された製品。要求される加工比率はそれぞれの輸入国が決定する。
優遇関税で輸出される商品の詳細	輸出される商品の説明と HS コード（8 桁）
追加要件	法人設立証明書、ライセンス

6. アフリカ成長機会法（米国向け輸出、AGOA）

ケニアは米国の貿易法である「[アフリカの成長と機会に関する法律（AGOA 法）](#)」の恩恵を受けることができるサブサハラ諸国のうちの一カ国。特定の商品の関税免除と割当制撤廃が認められている。アフリカ成長機会法（AGOA）を活用して米国へ輸出を希望する企業は、ケニア歳入庁（KRA）に申請し、登録する必要がある。

AGOA に基づく原産地証明書を取得するための登録項目

項目	記載内容
輸出業者	輸出企業の詳細。

PIN 番号	ケニア歳入庁（KRA）が発行した輸出者の税識別（PIN）番号。
輸出者の連絡先	輸出者の郵便番号、住所、電話番号、E-mail など。
事業種類	製造者、サプライヤー、販売者。
事業内容	ビジネス内容を詳述する必要がある。
サプライヤーの詳細	申請者が製造者でない場合に本欄が適用される。申請者は輸出用商品を供給するサプライヤーの申告書を添付する必要がある。
輸出予定数量と金額（推定値）	申請者は毎年、輸出される製品の数量と金額を設定する必要がある。
メーカーの詳細	申請者が製造者である場合に本欄が適用される。申請者は商品がアフリカ成長機会法（AGOA）に基づいて適用される原産基準を満たしていることを示す必要がある。
原産基準	米国が適用する一般特恵関税制度（GSP）原産地規則と同様である。
優遇関税で輸出される商品の詳細	輸出される商品の説明と HS コード（8 桁）
追加要件	法人設立証明書、ライセンス

証明書フォームの記入方法：

輸出者は 3 枚複写のフォームに記入し、輸出インボイスを添付し、ケニア歳入庁（KRA）に送付する。書類に不備がなければ承認の押印を受け、認定される。輸出者は原本と 2 枚目を保管し、ケニア歳入庁（KRA）が 3 枚目とインボイスを保管する。さらに AGOA 証明書をケニア製造業協会（KAM）に提出

し、KAM がその内容を検証した後、ケニア歳入庁（KRA）に転送し、認証を受け、証明書とビザが発給される。

7.英国・ケニア経済連携協定（UK-Kenya EPA）

[英国・ケニア経済連携協定（UK-Kenya EPA）](#)では、英国に輸出されるケニアを含めた東アフリカ共同体（EAC）加盟国原産の製品が優遇され、関税免除・割当制限なしでアクセスが保証される。

英国・ケニア経済連携協定（UK-Kenya EPA）を活用して英国へ輸出を希望する企業は、ケニア歳入庁（KRA）に申請し、登録する必要がある。

英国・ケニア経済連携協定に基づく原産地証明書を取得するための登録項目

項目	記載内容
輸出業者	輸出企業の詳細。
PIN 番号	ケニア歳入庁（KRA）が発行した輸出者の税識別（PIN）番号。
輸出者の連絡先	輸出者の郵便番号、住所、電話番号、E-mail など。
事業種類	製造者、サプライヤー、販売者。
事業内容	ビジネス内容を詳述する必要がある。
輸出市場	「英国・ケニア経済連携協定」と記載する。
サプライヤーの詳細	申請者が製造者でない場合に本欄が適用される。申請者は輸出用商品を供給するサプライヤーの申告書を添付する必要がある。
輸出予定数量と金額（推定値）	申請者は毎年、輸出される製品の数量と金額を設定する必要がある。

メーカーの詳細	申請者が製造者である場合に本欄が適用される。申請者は商品が英国・ケニア経済連携協定に基づいて適用される原産基準を満たしていることを示す必要がある。
原産基準	<p>次の (a) と (b) のいずれかの条件に適合していれば、その製品は東アフリカ共同体 (EAC) 加盟国の原産品として認められる。</p> <p>(a) 完全に EAC 加盟国内で製造された製品。</p> <p>(b) EAC 加盟国内で「十分に加工された」製品。</p> <p>「十分に加工された」とみなされる条件は商品ごとによって異なる。例えば、砂糖菓子 (HS コード 1704) の原産基準は「砂糖と動物性生産品の材料の合計重量が最終製品の重量の 40%を超えないこと」</p> <p>なお、原産基準は協定書の「付属書Ⅱ」に HS コードごとに記載されている。</p>
優遇関税で輸出される商品の詳細	輸出される商品の説明と HS コード (8 桁)
追加要件	法人設立証明書、ライセンス